

【公布された条例等のあらまし】

徳島県職員の勤務発明等に関する規則及び徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

一 副知事が増員されることに伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県職員の勤務発明等に関する規則

2 徳島県公有財産取扱規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第二十七号）

一 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。